

一般財団法人 静岡陸上競技協会 細則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 定款第50条に基づき、本協会の運営に関する細部を規定する。

第 2 章 組 織

(組織)

第2条 当法人は、別表の区分による各地区陸上競技協会、本会の趣旨に賛同した登録団体及び登録した個人をもって組織し、かつ、会員とする。

- 1 東部陸上競技協会
- 2 中部陸上競技協会
- 3 西部陸上競技協会
- 4 静岡県学校体育団体陸上競技専門部(高体連)(中体連)
- 5 東海学生陸上競技連盟関係校
- 6 小学校、スポーツ少年団(陸上競技教室等を含む。)
- 7 県外大学等の陸上競技者
- 8 静岡マスタース陸上競技連盟
- 9 静岡県パラ陸上競技協会

(事務手続き)

第3条 前条各地区陸上競技協会、団体、個人は毎年度所定の手続きをしなければならない。

第 3 章 評議員及び役員

(評議員)

第4条 定款第11条に定める評議員の構成は別表の通りとし、評議員会に推薦する。
2 評議員は就任時において、その年齢が78歳未満でなければならない。但し、任期中に満78歳を迎えた役員の任期は、当該任期の満了のときまでとする。

(理事)

第5条 定款第25条に定める理事の構成は別表の通りとし、理事会は理事候補者を評議員会に推薦する。

(代表理事)

第6条 定款第25条2項及び3項に定める代表理事は、本会を代表し、会長がこれにあたる。
2 会長の選出方法は別に定める。
3 会長は、本会の業務を総理する。

(業務執行理事)

第7条 定款第25条2項及び3項に定める業務執行理事は、理事会の決議に基づき本会の業務を執行・掌握する。
2 業務執行理事は、会長が指名し、理事長がこれにあたる。

(常任理事)

第8条 定款第25条に定める理事のうち、理事会の円滑な運営のため、常任理事をおく。
2 常任理事は、会長、理事長、事務局長、各地区陸上競技協会選出理事で構成し、常任理事会を組織し会務について協議する。

(監事)

第9条 定款第26条2項に定める監事は、理事会が監事候補者を評議員会に推薦する。
2 監事の構成は別表の通りとする。

(代表理事の定年・任期)

- 第10条 代表理事の定年は満80歳とする。但し、任期中に満80歳を迎えた時の任期は、当該任期の満了のときまでとする。
- 2 任期は3期までし、原則として西・中・東部陸上協会の持ち回りとする。

(業務執行理事の定年・任期)

- 第11条 業務執行理事は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。但し、任期中に満70歳を迎えた時の定年は、会長の発議により延長することができる。
- 2 任期は3期までとする。

(常任理事・理事の定年)

- 第12条 常任理事・理事は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。但し、任期中に満70歳を迎えた時の任期は、当該任期の満了のときまでとする。
- 尚、副会長の定年については、会長の定年に準ずる。事務局長の定年は、会長の発議により延長することができる。

(監事の定年)

- 第13条 監事は、就任時において、その年齢が78歳未満でなければならない。但し、任期中に満78歳を迎えた時の任期は、当該任期の満了のときまでとする。

(職務遂行)

- 第14条 評議員及び役員は、法令及び定款の定めに従って忠実に、不偏不党、公平を旨とし、善良なる管理者の注意を以てその職務を遂行しなければならない。

第 4 章 賛 助 会 員

- 第15条 本協会に賛助会員をおくことができる。
- 2 賛助会員に関する規程は別に定める。

第 5 章 専 門 委 員 会 ・ 実 行 委 員 会

(専門委員会)

- 第16条 定款第43条に定める専門委員会は、総務委員会、競技委員会、審判委員会、強化委員会、普及委員会、情報システム委員会、スポーツ医科学委員会、施設委員会、記録委員会、広報委員会とし、各専門事項に関する会務を処理する。

(委員長及び委員)

- 第17条 専門委員会の委員長は、理事会の承認に基づき会長がこれを委嘱する。
- 2 専門委員会の委員は、委員長の推薦に基づき、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会には委員長のほか、副委員長及び会計をおくことができる。
- 4 委員長は、評議員会又は理事会に出席し所管事項について発言することができる。
- 5 委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任は妨げない。

(実行委員会)

- 第18条 本会は、第4条の事業のうち、競技会等の事業遂行に必要な実行委員会を置くことができる。
- 2 実行委員会の規定は別に定める。

第 6 章 事 務 局

(事務局)

- 第19条 定款第44条4項に定める事務局の規定は、理事会が別に定める。
- 2 事務局長は会長・理事長のもとで、局務を掌握する。事務局長は評議員会、その他の会議に出席し発言することができる。
- 3 事務局員は事務局長のもとで、所定の業務に従事する。

付 則

- 1 この細則は平成25年3月9日から施行する。

- 2 一般財団法人静岡陸上競技協会定款、雑則によりとられた諸措置および決定事項は、この細則によったものとみなす。
- 3 平成29年3月18日、第11条を改正し業務執行理事の定年の見直しをする。

別 表 理事・評議員及び監事の構成

| 種別 | 地区陸協名 等 | 評議員 | 理事 | 監事 |
|-------|------------------------|-------|-------|----|
| 各陸協 | 東部陸上競技協会 | 3名以内 | 9名以内 | 1 |
| 各陸協 | 中部陸上競技協会 | 3名以内 | 9名以内 | 1 |
| 各陸協 | 西部陸上競技協会 | 3名以内 | 9名以内 | 1 |
| 協力団体 | 高体連 | | 1 | |
| 協力団体 | 中体連 | | 1 | |
| 協力団体 | マスターズ陸上競技協会 | | 1 | |
| 協力団体 | ハンデキャップ陸上競技協会 | | 1 | |
| 本部 | (会長・理事長・事務局長・ 会長指名) | | 4名以内 | |
| 種別問わず | | 1名以内 | | |
| 合計 | | 10名以内 | 35名以内 | 3 |